

芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う

# 海釣機能専門分科会

## 検討報告書

令和2年3月

芦屋港活性化推進委員会・海釣機能専門分科会

# ■ 目次

1	はじめに	1
2	課題の整理	3
3	課題の振り分け	
	(1) 再検討事項	4
	(2) 今後の検討課題	
	①北防波堤の利用	5
	②安全対策・環境美化対策	5
	③付加価値の創出	6
4	検討結果	
	(1) 釣果	6
	(2) 海釣機能のあり方	
	①整備方針	8
	②「釣り文化振興促進モデル港」としての対応	8
	③釣堀機能の付加	9
	(3) 遠賀漁業協同組合芦屋支所とのエリア分け	9
	(4) ステップ1（第1段階）における施設整備	
	①利用範囲	11
	②ターゲット層	11
	③動線	11
	④利用料金・利用時間	12
	⑤必要な設備等	12
	⑥付帯施設・設備	13
	⑦波除堤の構造	14
	⑧整備年次計画	15
	⑨概算事業費	15
	⑩施設配置図	15
	(5) ステップ2（第2段階）における施設整備の方向性	15
	(6) 管理運営方法	17
5	今後の検討課題	17
	資料編	19

# 1 はじめに

芦屋町では、十分に利用されていない芦屋港を、海を活かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点とし周辺機能を含めた空間形成を図るため、芦屋港の将来像を示した「芦屋港活性化基本計画（以下「基本計画」といいます。）」を平成31年3月に策定しました。

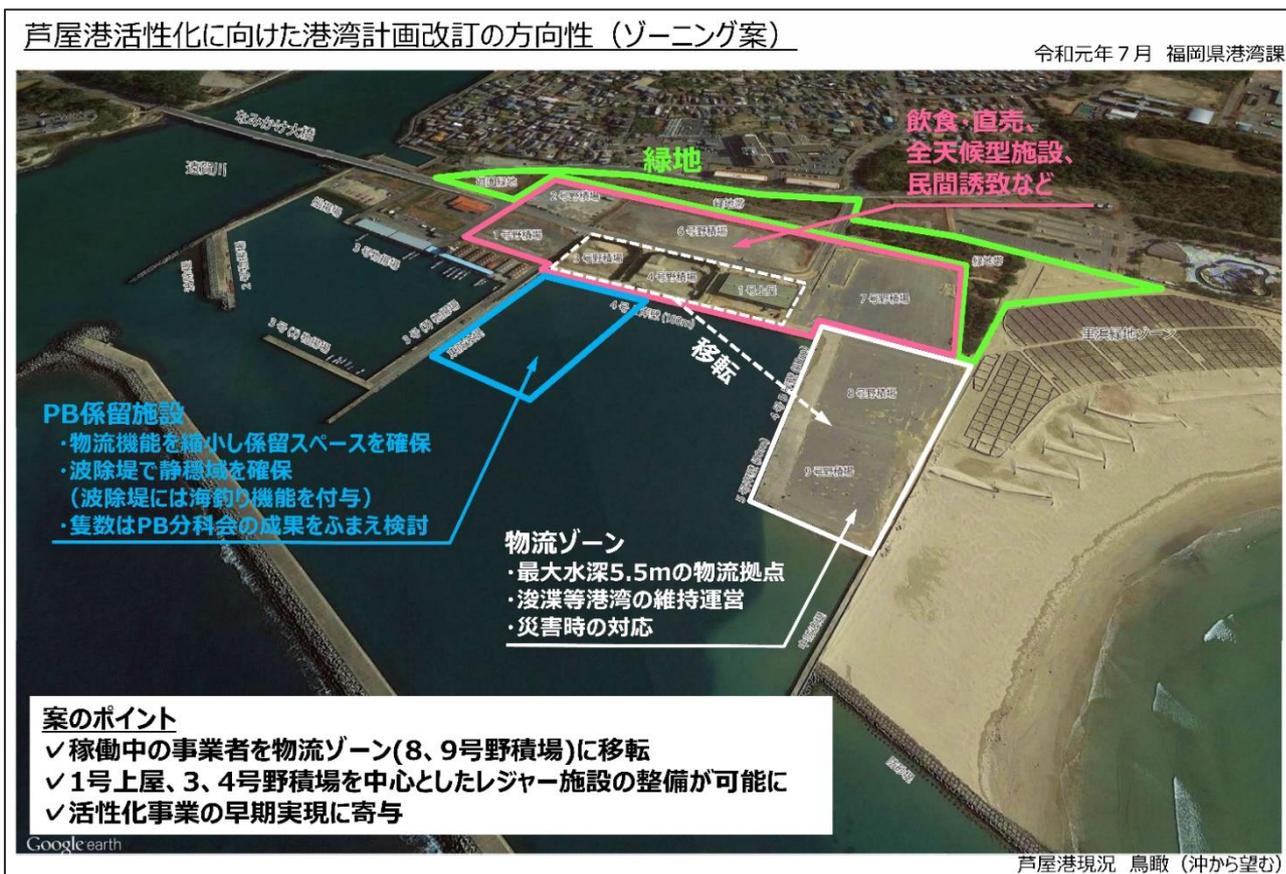
この基本計画をもとに、福岡県が「芦屋港港湾計画」を改訂するにあたり様々な視点から精査した結果、「福岡県管理港湾として、浚渫を含めた維持管理を継続して行うこと」や「早期の事業化を図る」目的で、ゾーニング変更の提案が令和元年7月18日にありました。

芦屋町では、福岡県からのゾーニング変更提案を受け、基本計画を活かしながら、影響のある事項について再検討し、芦屋町としての考え方をとりまとめることとしました。

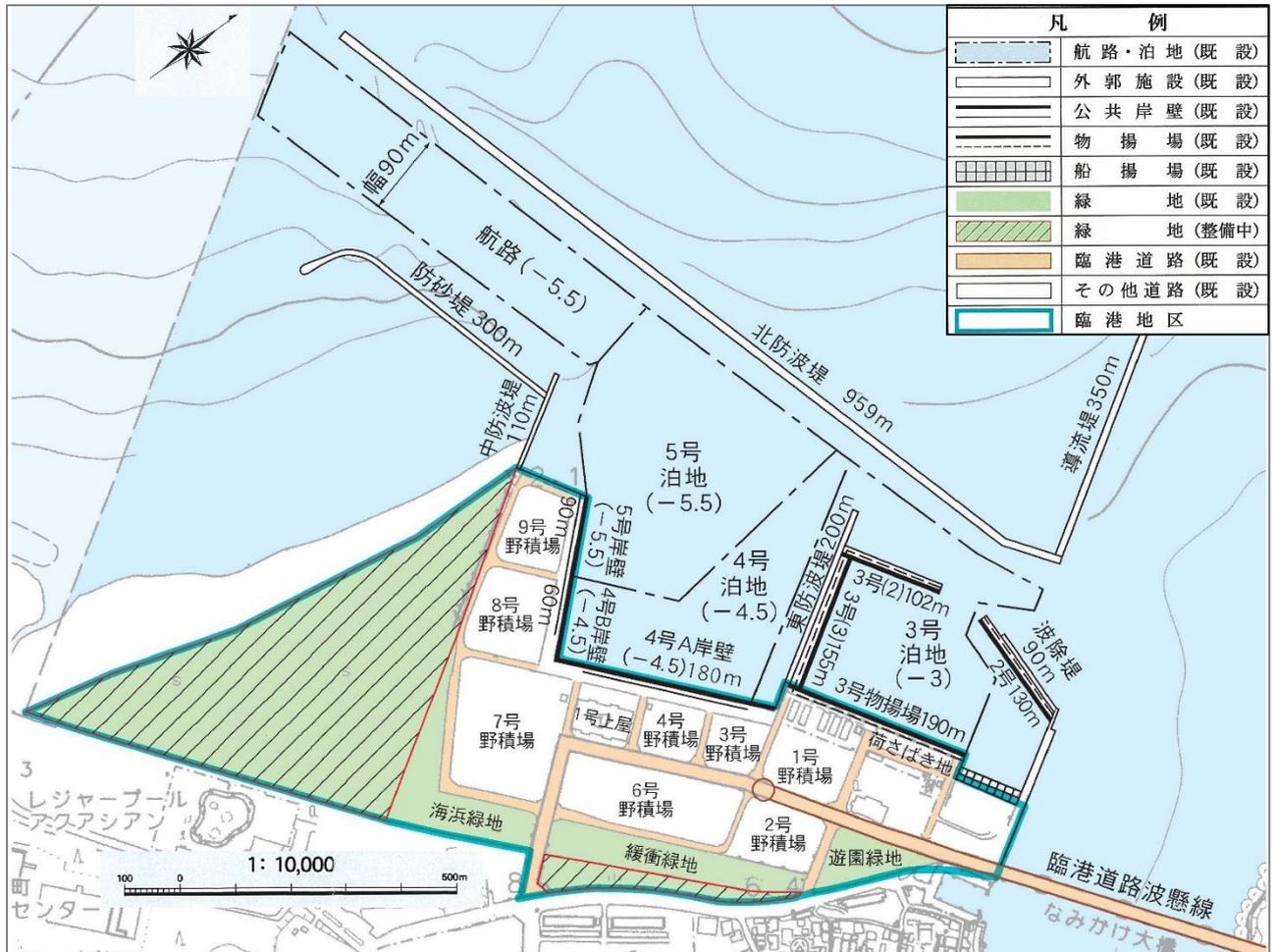
海釣施設については、配置が変更となるため、釣果をはじめ施設そのもののあり方などの再検討を行いました。また、当初の海釣施設は、国土交通省港湾局より「釣り文化振興促進モデル港（平成31年3月指定。全国13港）」（以下「モデル港」といいます。）に指定されたことから、施設の供用開始までの運用や普及啓発のためのソフト事業など協議会の役割や、公益財団法人日本釣振興会（以下「日釣振」といいます。）との連携について併せて検討を行いました。

検討にあたっては、現地調査や他事例の調査、隣接する遠賀漁業協同組合芦屋支所へのヒアリングなどをもとに行いました。

## ■福岡県からのゾーニング変更提案資料（福岡県港湾課作成）



■参考資料：芦屋港港湾施設配置図（福岡県港湾課作成を一部加工）



○芦屋港湾は福岡県が管理する地方港湾です。範囲は上記のとおりです。

○芦屋港港湾計画では、港湾空間の利用が主に3つ整理されています。

- ・東側：船だまり関連ゾーン（漁港ゾーン）
- ・中央：物流関連ゾーン（港湾施設\*1として野積場が8箇所、上屋が1箇所）
- ・西側：緑地レクリエーションゾーン（西側の他に南側にも緩衝緑地などがあります）

○芦屋港の面積（港湾計画に定める土地利用計画より抜粋）

	ふ頭用地	交通機能用地	緑地	合計
芦屋地区	10ha	1ha	10ha	22ha

※端数処理

\*1) 港湾施設とは、港湾を構成する野積場や岸壁などそれぞれの用途に沿って整備された施設のことを指します。

## 2 課題の整理

再検討にあたり、まず想定される課題の整理を行いました。下表の内容は、芦屋港活性化推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）にて出された意見や課題、遠賀漁業協同組合芦屋支所（以下「漁協」といいます。）への説明会やヒアリングで出された意見を整理したものです。

### ■海釣機能専門分科会 令和元年度第1回資料より抜粋(令和元年11月20日開催)

<b>推進委員会 で出された 意見・課題</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●釣果とターゲット層の設定<ul style="list-style-type: none"><li>・海釣施設といえる程の釣果への懸念</li><li>・釣果があがるための工夫 (例えば)<ul style="list-style-type: none"><li>→ 高炉セメントなど海藻類が育成しやすい素材を使用し、魚が育成するための穴を設置</li><li>→ 集魚灯の設置</li></ul></li></ul></li><li>●施設に関して<ul style="list-style-type: none"><li>・できるだけ沖(北側)に配置する＝3号(2)物揚場の位置に合わせる</li><li>・波除堤までの移動距離や利便性(距離と動線)への危惧</li><li>・係留施設との併用によるトラブルの懸念(他場所での検討)</li><li>・安全対策の実施</li><li>・環境美化、清掃等</li></ul></li><li>●施設への付加機能<ul style="list-style-type: none"><li>・釣堀の付加</li></ul></li><li>●利用料金、サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・料金は徴収する。(マナーや持続性に関する懸念)</li><li>・ライフジャケットのレンタルと合わせて料金設定</li></ul></li><li>●整備方法(年次計画)<ul style="list-style-type: none"><li>・段階的な整備開放ではなく、遠賀川沿いも含め一体的に整備し同時に開放</li></ul></li><li>●集客方法<ul style="list-style-type: none"><li>・集客力、認知度向上、他との差別化のイベントを年1, 2回実施。</li><li>・魚の捌き方教室がセットになった体験プログラムの実施</li></ul></li><li>●沖波止の使用(湾内では釣果がない)</li><li>●ポートパークの管理棟と海釣管理施設との連携</li></ul>
<b>漁協説明会 ヒアリング</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●釣客のマナーの悪さに関する指摘(漁船に乗る、道具を勝手に使う、フェンスを破るなど)</li><li>●エリアをフェンスでしっかり区切る</li><li>●倉庫への運搬車両の動線確保</li></ul>

### ■〔参考〕遠賀漁業協同組合芦屋支所説明会(令和元年11月11日開催)



### 3 課題の振り分け

#### (1) 再検討事項

推進委員会で出された意見や課題に対して、影響のある事項から、優先して検討する必要がある事項を抽出しました。

##### ■検討事項

#### 検討事項

- 釣果とターゲット層の設定
  - ・海釣施設といえる程の釣果への懸念
  - ・釣果があがるための工夫
- 施設に関して
  - ・波除堤までの移動距離や利便性(距離と動線)への危惧
  - ・係留施設との動線
- 整備方法(年次計画)
  - ・段階的な整備開放ではなく、遠賀川沿いも含め一体的に整備し同時に開放
- 利用料金、サービス
  - ・料金は徴収する。(マナーや持続性に関する懸念)
  - ・ライフジャケットのレンタルと合わせて料金設定
- ボートパークの管理棟と海釣管理施設との連携
- 釣客のマナーに関する懸念
- 漁協エリアとのフェンスでのエリア分け
- 漁協倉庫への運搬車両の動線確保

#### (2) 今後の検討課題

推進委員会で出された意見や課題に対して、今後検討していく必要がある事項を抽出しました。

##### ■今後の検討課題

#### 今後の課題ほか

- できるだけ沖(北側)に配置する
  - ⇒3号(2)物揚場の位置で波除堤は設置予定
- 北防波堤ほかの場所
  - ⇒安全上、国交省「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」上、北防波堤は困難
- 安全対策、環境美化、清掃
  - ⇒芦屋港を一体的に維持管理するうえで詳細に検討していく内容
- 釣堀の付加
  - ⇒物理上不可能
- 集客力、認知度向上、他との差別化のイベントを年1, 2回実施
- 魚の捌き方教室がセットになった体験プログラムの実施
  - ⇒海釣協議会で協議

## ① 北防波堤の利用

北防波堤は外海に面しているため、芦屋港では最も釣果が期待できる場所です。このため活用について、推進委員会の意見を踏まえ再検討を行ないました。

北防波堤の利用については、国土交通省港湾局による「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン（平成29年3月）」（以下「ガイドライン」といいます。）で定められた安全対策が確実に講じられることが判断の基準となります。

ガイドラインでは、海釣施設の運営において、施設管理者が利用者の安全を確実に措置されるための対策を講じなければなりません。

しかし、北防波堤の構造上外海側は消波ブロックが設置してあり、その幅員が約13mあるため足場が危険な状態であることや、防波堤の高さが満潮時でも約7mあります。

さらに、陸域から独立しているため、最も距離が近い東防波堤から北防波堤までの約71mに橋梁設置などにより、往来ができる施設が必要となりますが、これには船舶の航行があるため様々な角度から検討が必要となります。

このようなことから、現状では安全対策を担保することは困難であり、海釣施設の機能を付与するためには、大規模な施設改善や安全対策に対する関係機関との十分かつ慎重に調査検討する必要があるため、今後の検討課題としました。



芦屋港 北防波堤（沖から撮影）



東防波堤と北防波堤の位置関係

## ②安全対策・環境美化対策

海釣施設を整備し運営するためには、ハード面に限らずソフト面においても利用者の安全対策は不可欠となるため、施設整備と併せて運営面における安全対策を検討する必要があります。

また、利用者のマナー向上や環境美化の対策も不可欠となるため、整備方針が定まり次第、関係者による協議の場を設置し、できることから対策を講じていく必要があります。

これらはモデル港指定に伴い設置した「芦屋港等海釣施設運営協議会（以下「協議会」といいます。）」の設置目的のひとつでもあり、日釣振や国土交通省港湾局より技術的な支援を受け、連携を図りながら協議会が引き継ぐこととします。

※資料編に「芦屋港等海釣施設運営協議会規約」を掲載



漁協斜路への放置艇、ゴミ散乱



マナー啓発の例(公益財団法人日本釣振興会ホームページより抜粋)

### ③付加価値の創出

これまでの検討結果では、集客や経済効果を高めるためには他の海釣施設にないサービス（付加価値）を提供することが効果的ということで、「付加価値の創出に繋がるよう、町内の関係者による協議の場の設置や機運づくりが重要である」としています。

そこで、付加価値の創出に繋がるような、体験プログラムの実施や人材育成を協議会が担っていきます。今後はこの協議会において、集客力、認知度向上、芦屋ならではの特徴的な取り組みや体験プログラムの実施について検討していきます。

なお、これらの取り組みは日釣振と連携が不可欠ですが、芦屋町における観光施策との連携も図りながら効果的なものとなるよう取り組んでいく必要があります。



「ファミリーフィッシング大会 in 芦屋」

## 4 検討結果

前述のとおり、ゾーニング変更提案により影響のある事項を抽出し、新設される波除堤に海釣機能を導入できるか検討を行いました。

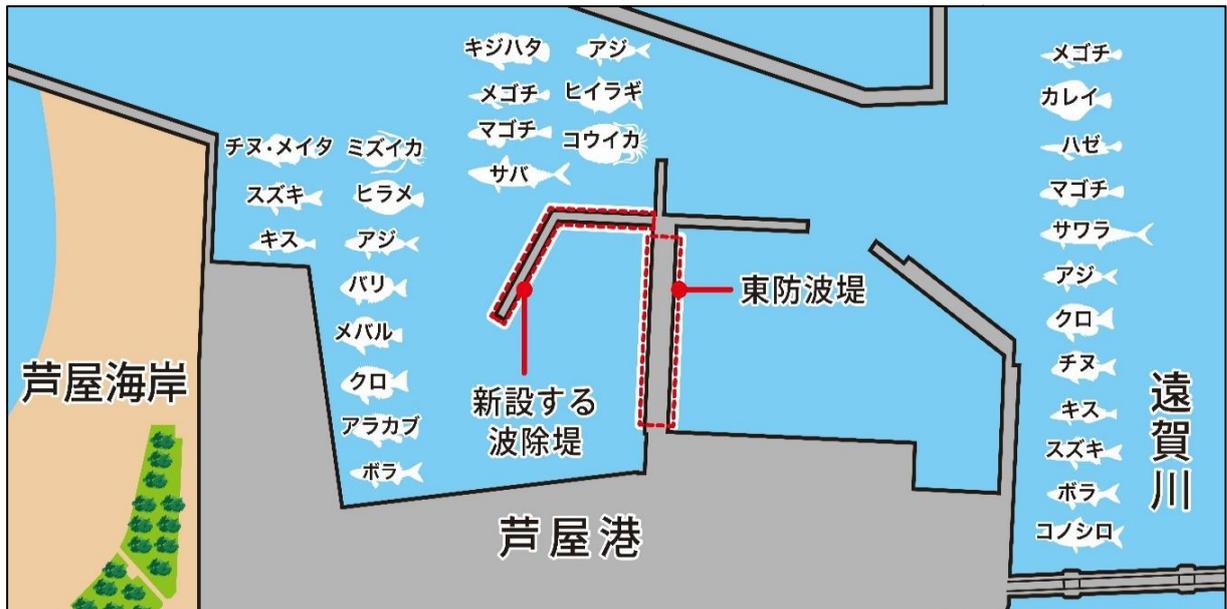
### (1) 釣果

新設される波除堤の釣果については、整備後でないと確認することはできませんが、町内の釣り愛好家や釣具店などへのヒアリングにより現状で可能な限りの精査を行いました。

これにより、釣果は、これまでの検討結果と同じように、新設される波除堤付近においても東防波堤と同様の釣果が見込めます。

さらに、新設される波除堤周辺は東防波堤よりも水深があることから、これまでより釣果が期待でき、海釣施設を付与することが可能です。

■ 芦屋港の主な釣果 (町内釣り愛好家・釣具店へのヒアリングにより作成)



■ 芦屋港の月別釣果 (町内釣り愛好家・釣具店へのヒアリングにより作成)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
チヌ・メイタ	浮釣り	昼・夜												
スズキ	ルアー	昼・夜												
キス	投げ	昼												
アラカブ	餌・ルアー	昼												
ボラ	浮釣り	昼・夜												
ミズイカ	ルアー	昼・夜												
ヒラメ	ルアー	昼												
アジ	餌・カゴ	昼・夜												
バリ	餌・浮釣り	昼・夜												
メバル	餌・浮釣り・ルアー	昼・夜												
メジナ(クロ)	餌	昼												
ヒイラギ	投げ・餌	昼												
コウイカ	ルアー	昼・夜												
キジハタ	餌・浮釣り	昼・夜												
メゴチ	投げ・餌	昼												
マゴチ	ルアー	昼												
サバ	餌・カゴ	昼												

## (2) 海釣施設のあり方

### ①整備方針

これまでの検討結果では、可能な限り既存施設を有効に活用する方針で検討してきました。この方針のもと、大きく2段階に分けた段階的整備の方針とします。

そのうえで、これまでの検討結果にあるステップ1（第1段階）は、福岡県からの提案どおり、ボートパーク整備により新設される波除堤上に海釣機能を付加することとします。

これは、当初の東防波堤と同様の釣果があることや、当初の海釣施設の海上はボートパークとなり海釣りができなくなるためです。

- 2段階に分けた段階的整備の方針
- ステップ1（第1段階）整備は、新設される波除堤に機能を付加する。

### ②「釣り文化振興促進モデル港」としての対応

平成31年3月に、国土交通省港湾局より、港湾施設を活用した釣り文化の振興による地方創生を推進する目的で、「釣り文化振興促進モデル港」として、全国13港湾が指定されました。この1つが芦屋港となります。

しかし、対象施設が新設となり施設整備までに時間を要するため、施設供用開始までの間の運用や、モデル港指定に併せて設置した協議会の役割について検討しました。

施設の供用開始までは、商工会青年部が実施している釣りイベントの支援をはじめ、芦屋町観光協会による着地型観光「あしや体験隊」を活用した釣り体験の実施、マナー啓発や担い手育成を目的とした講座開催などを通じて、新たなニーズの取り込みやマナー啓発・向上に関する分野を担い、海釣施設整備までの環境や機運醸成に取り組めます。

また、国土交通省港湾局と港湾施設を活用した釣り文化の振興の取り組みを実施している日釣振と連携し、施設開放に向けた安全対策や利用ルール、マナー啓発などの取り組みを実施します。

- 施設整備までに必要な取り組みは協議会が引き継ぎ、日釣振と連携し継続的に実施

#### ■芦屋港等海釣施設運営協議会の役割（令和元年11月11日会議資料より抜粋）

	海釣機能専門分科会	芦屋港等海釣施設運営協議会
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の附属機関 (芦屋港活性化推進委員会の専門分科会として位置づけ)</li> <li>※芦屋港活性化のために芦屋町が設置した附属機関</li> <li>・委員構成:6名(芦屋港活性化推進委員会委員長が指名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意協議会 (芦屋港等海釣施設運営協議会設置要綱により設置)</li> <li>※国交省による「釣り文化振興促進モデル港」指定を受けて設置する任意の協議会(委員構成は国のモデルケースを参照)</li> <li>・委員構成:15名以内</li> </ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハード整備に関する事項の検討 (既存施設活用を含む)</li> <li>※9月以降はレイアウト変更に伴う施設整備のあり方検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソフト事業に関する事項の検討</li> <li>※海釣施設の運営に関する課題の検討、施設開放にむけた具体的取り組みの実行</li> </ul>
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備(既存施設活用を含む)のあり方再検討</li> <li>・動線、施設配置(漁協とのエリア分けを含む)の再検討</li> <li>・整備スケジュールの再検討</li> <li>・施設整備までの間の運用の検討(暫定的開放に関して)</li> <li>・課題の再整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の視点にたった講座や釣り教室の開催(実行)</li> <li>・ルールづくり → 啓発看板の日釣振への申請</li> <li>・啓発方法</li> <li>・イベント開催場所、運用方法の検討</li> </ul>

### ③釣堀機能の付加

海釣施設のあり方として、釣堀機能の付与について推進委員会における意見を踏まえ、他事例の調査をもとに再検討を行いました。

他事例においては、水深が7m～10m前後の施設が多く、「うみんぐ大島」（宗像市）の現地調査では、一定の水深を確保することが望ましいとの助言があり、当専門分科会においてもこれまでの検討結果のとおり同様の見解となりました。

芦屋港の海釣施設予定地は、港湾計画上水深は5.5mのため、ここに釣り堀を設置した場合、魚の移動範囲が制限されるなど、生育への影響や来場者の満足度を得ることが困難と考えられます。

また、芦屋港では船舶の航行があり、新設する波除堤は航路に近いため、十分な面積を確保することは困難です。

このため、釣堀機能の付与については、物理的な状況や費用対効果からこれまでの検討結果と同様に困難としました。

➤ 釣堀機能は付加しない。

### (3) 遠賀漁業協同組合芦屋支所とのエリア分け

これまでの検討結果においても「漁協とのエリア分け」は必要不可欠であるとしています。今回の再検討においても、改めて漁協の説明会やヒアリングにて協議・調整を行ってきました。

#### ○現状

現状では、一部の釣り客による漁協敷地内への侵入や無断駐車、船揚場の無断使用や不法投棄等、漁協にとって深刻な問題が発生しています。こういった一部の釣り客と漁業従事者によるトラブルや船舶事故が危惧されています。

これに加え、ボートパークの整備工事がはじまると、東防波堤など港灣の一部は入ることができなくなるため、釣り客が遠賀川沿いの導流堤や漁協エリア内へ侵入することが想定されます。また、ボートパーク整備後も、現在の野積場（1号野積場、2号野積場）に駐車場を整備することから、より釣果の期待できる遠賀川沿いへの増加も想定されます。

現状、多くの釣り客が使用している遠賀川沿いの導流堤への動線が、漁協事務所の敷地内となっていることから、今後さらに多くの釣り客の漁協敷地内への侵入が漁協では危惧されています。

このため、海釣施設整備の前に、最優先事項として、漁協エリアと釣り客のエリア分けが必要不可欠であることが、漁協から指摘されています。

#### ○必要性

このことは、深刻な問題であり、漁業従事者や近隣住民の理解を得ながらレジャー港化による来場者とがWIN×WINの関係で共存できるために必要となります。

また、エリア分けにあたって、現状では漁協敷地内へ資材搬入の中型トラック用に、1

号野積場と3号野積場の間にある臨港道路を漁協が占有許可を得て使用しています。今後駐車場として使用するにあたり、利用者と搬入車両の動線が交差し安全性や漁協への資材運搬に影響があります。このため、漁協の運営上、今後も継続的に資材運搬車両の動線は別に確保しておく必要があります。

○結論

このため、これまでの検討結果同様に、ボートパーク整備工事が開始するまでに漁協エリアとのエリア分けを行い、釣り客が漁協エリア内に無断進入しないよう物理的な対策を講じます。

なお、エリア分けの範囲については、漁協の意見を反映し、次のとおりとします。

- 漁協エリアとのエリア分けを、施設整備の最初の段階で実施。
- エリア分けは原則フェンスとする。ただし、仕様については今後の協議による。
- エリア分けの範囲は次の図を基本とするが、今後漁協説明会等丁寧な手順を踏んで詳細を決定していく。

■エリア分けの範囲



#### (4) ステップ1 (第1段階)における施設整備

##### ① 利用範囲

###### ○新設する波除堤

- 延長 170m、幅員 6m
- 海釣施設として使用するのは波除堤の北側

※波除堤の先端はボートパークの船舶航行があるため、照明灯の設置が想定されます。このため、波除堤利用者の落水対策など安全確保対策について、今後の実施設計において検討します。例としてフェンス設置のほか、波除堤上へのペイントなどが考えられます。

###### ○考え方

新設する波除堤でも一定の釣果があると判断しました。東防波堤と比べて波除堤の方が施設までの移動距離は長くなるものの、利便性を大きく損なうものではなく、むしろ、波除堤周辺の方が東防波堤周辺よりも水深があることから、釣果としては期待でき、釣り機能を付与する施設として芦屋港内では適切です。

また、動線は段差がなく一定の幅員もあるため、著しく利用者の利便性を損なうことはありません。

##### ② ターゲット層

###### ○メインターゲット層

- 初心者、ファミリー層

###### ○考え方

新設する波除堤は一定の釣果があるものの、魚種が限られており、中級者・上級者向けとはいえません。しかし足場が安定しており、初心者や子ども連れ（ファミリー層）が安全に利用できる場所といえます。

また、芦屋港には飲食や物販などの商業施設や全天候型施設を計画しており、駐車場も比較的近い場所に設置できることから、ファミリー層が手軽に利用できる環境にあるといえます。この視点でとらえた場合、芦屋港は海釣のスタートアップの役割を担うことが望ましいと考えます。

さらにモデル港として、釣り文化を振興するため、日釣振と緊密な連携を取り、周辺の海釣施設や他のモデル港との連携を図ることで、広域的な釣り文化振興、観光振興に非常に効果的です。

##### ③ 動線

###### ○ボートパーク施設との動線分離

- 東防波堤を利用（ボートパーク利用者は岸壁より専用の浮棧橋を利用）

###### ○考え方

新設する波除堤はボートパークに必要な施設であり、そこに海釣機能を付与することになるため、ボートパーク利用者と動線が重なることとなります。しかし、それぞれの利用者の動線は安全性を考慮すると、分離することが望ましく、プレジャーボート係留施設専

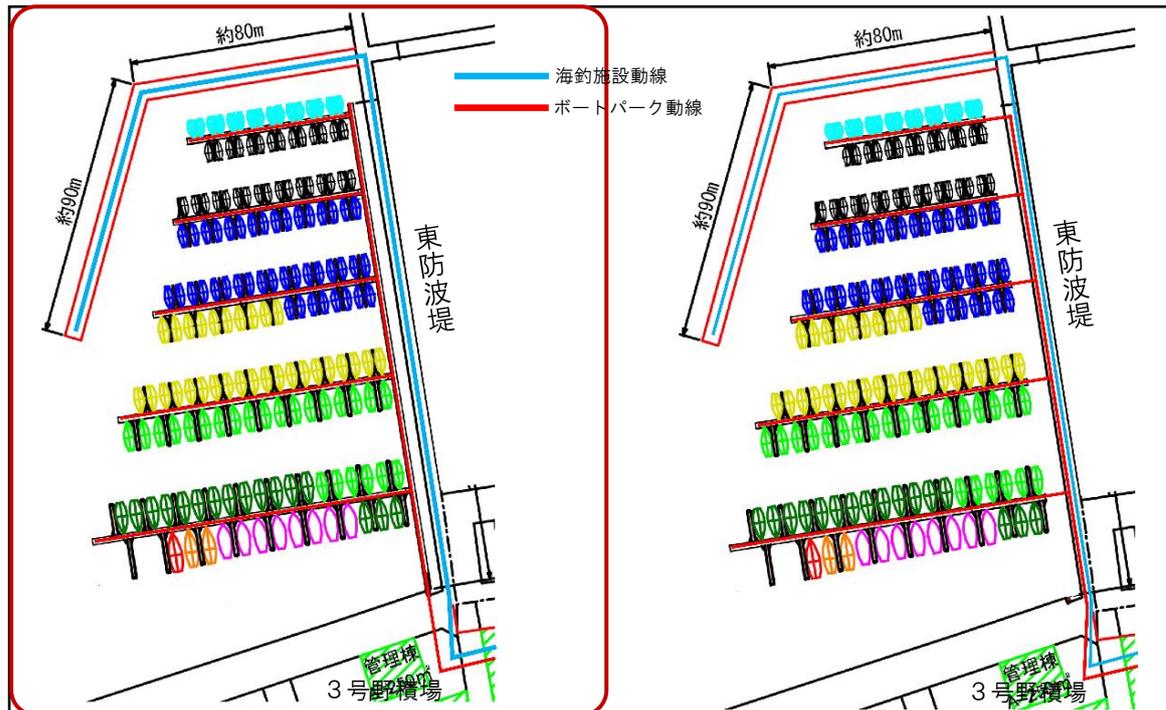
門分科会と連携し検討してきました。

ボートパークの検討においては、安全性の確保が最も重要であり、専用の動線を設けることとなったため、海釣施設への動線は既存の東防波堤を使用することとなります。

ただし、駐車場から東防波堤までの動線は施設上共用せざるを得ないため、十分なスペースを確保することとします。

#### ■動線図（ボートパークの検討資料より）

左の図は、分離した場合。右の図は東防波堤を動線として共有する場合。左図を採用。



#### ④ 利用料金・利用時間

施設の利用料金・利用時間については、これまでの検討結果のとおりとします。ただし、芦屋港全体の運営方針や施設の運営状況、社会経済環境の変化によって柔軟に対応します。

- 利用料金は無料
- 利用時間は 24 時間

#### ⑤ 必要な設備等

安全対策上必要となる設備は、ガイドラインに基づくもので、これまでの検討結果を踏まえ、場所や規模が変わることによる見直しを行いました。

なお、波除堤内側（ボートパーク側）及び動線となる東防波堤の転落防止柵は、これまでの検討結果を踏襲した考え方としますが、ボートパーク施設と隣接することから、安全面や景観に配慮した設備としてさらに調査検討が必要なため、実施設計において精査することとします。

## ■安全対策上必要となる設備

項目	設備条件	既存	新規
転落防止柵	・波除堤周囲に新設 (H1.1m×L346m) ・東防波堤の未設置部分に新設 (H1.1m×L30m) ・東防波堤の既存転落防止柵を活用 (H1.1m×L160m)	●	●
照明灯	・波除堤に新設 6箇所 ・東防波堤は既存設備の活用 (26m間隔で、5箇所) ※要関係機関との調整	●	●
救命浮輪	・落水時対策 6箇所		●
救命タラップ	・落水時対策 6箇所		●
啓発看板	・利用ルール、マナー、安全対策等の掲示 ※公益財団法人日本釣振興会と連携		●
安全管理マニュアル	・施設運営を行う上でのガイドライン、マニュアルの整備 ※公益財団法人日本釣振興会と連携		●
放送設備	・安全対策として天候変化や災害発生時等の周知用		●
防犯カメラ	・防犯対策、安全対策として設置 ※数量や機器の詳細はボートパークと併せて今後検討		● (検討)

## ⑥ 付帯施設・設備

駐車場やトイレなど可能な限りボートパークと共用することとします。

また設備は、これまでの検討結果を踏まえ設置することとしますが、釣り場である波除堤付近に清掃等の管理上、上水道設備・手洗い場を追加しました。ただし、排水設備を伴うため設置可否を含め実施設計の際に詳細に検討します。

## ■付帯施設・設備

項目	設備条件	既存	新規
上水道設備・手洗場	・波除堤接続部付近、管理棟 2箇所 (手洗はプッシュ式蛇口、排水にウロコが詰まらない対策を講じる) ※排水設備が必要なため、設置位置や仕様は実施設計にて検討		●
ベンチ	・波除堤上にベンチを兼ねた段差の整備を検討 ・日除け、雨除け用の屋根付きを検討		● (検討)
駐車場	・1号野積場 (約165台、約4,500㎡) ※ボートパーク共用 ・2号野積場 (約210台、約5,700㎡)		●
管理棟	・ボートパークと共用		●
トイレ	・ボートパーク管理棟にて対応		●
ゴミ箱	・管理棟付近 1箇所		●
救命胴衣	・個人での準備を基本とし、レンタル品としての設置を検討		検討

## ⑦ 波除堤の構造

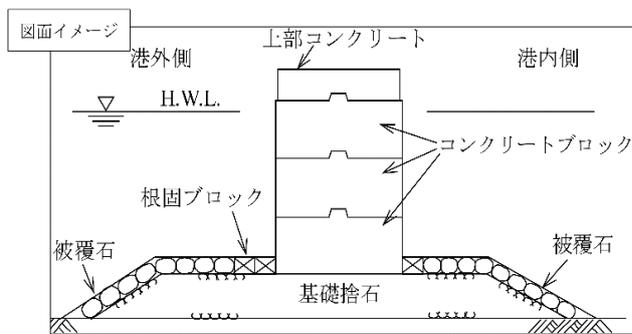
新設する波除堤に釣り機能を付与するうえで、完成直後は工事の影響で魚が居着かない懸念があります。また波除堤の構造によっては、反射波の影響で魚が居着かないことが懸念されます。さらに、地形変化のない部分に魚は居着きにくいこともあります。

このため、ボートパークの静穏度や船舶航行に影響を与えない範囲で、敷石の設置など魚が集まりやすい環境をつくるよう、潮の流れの影響を考慮した消波型の構造とします。

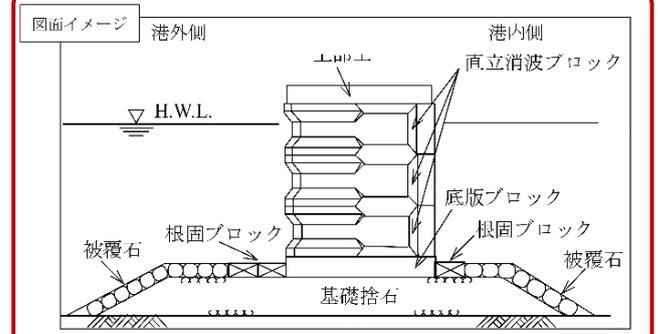
併せて、波除堤上部の構造については、利用者の利便性を高めるため階段のような段差を設けることや、水や雨水などで餌などの汚れが流せるように勾配や溝を設けるなどの構造が望ましいとしました。

しかし、コストや他の施設との関係性があるため、実施設計において検討することとします。

〔参考〕波除堤の構造（プレジャーボート係留施設専門分科会資料より）

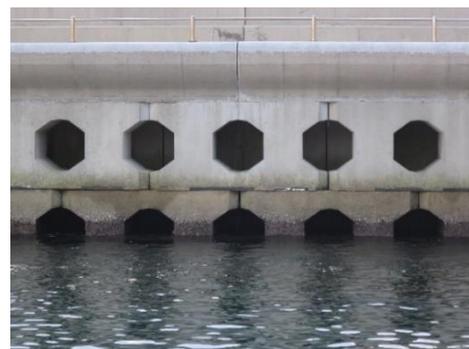
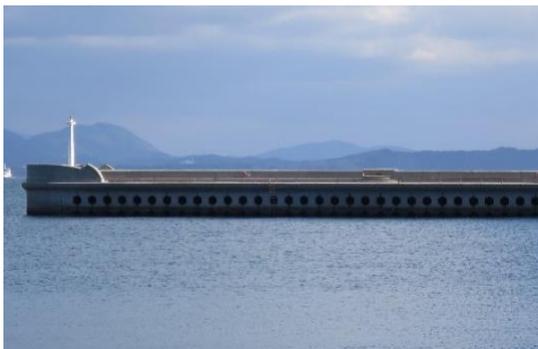


直立型（波をそのまま反射）



直立消波型（波を一旦受けてゆるやかに戻す）

〔参考〕宗像市うみんぐ大島の釣防波堤構造（波を受け止め内側にゆっくり流れる構造）



〔参考〕宗像市うみんぐ大島の釣り防波堤の上部構造（段差をつけた構造）



## ⑧ 整備年次計画

海釣施設は、ボートパークの整備と一体となるため、ボートパークの整備年次計画に準じることとします。

ただし、社会経済環境の変化や関係者協議の進捗などにより変更となる場合があります。

- 防波堤は新設となるため、最短で2024年供用開始を目指す。
- ステップ2（第2期整備）については、2024年以降に変更。

### ■年次計画表

第1期						第2期			
1年目 令和元年 (2019)	2年目 令和2年 (2020)	3年目 令和3年 (2021)	4年目 令和4年 (2022)	5年目 令和5年 (2023)	6年目 令和6年 (2024)	7年目 令和7年 (2025)	8年目 令和8年 (2026)	9年目 令和9年 (2027)	10年目 令和10年 (2028)
基本設計						検討・協議調整			
実施設計		工事		工事		工事		開業	
→						→			
						遠賀川沿導流堤整備			

## ⑨ 概算事業費

- イニシャルコスト

今回の施設整備においては、ボートパークと一体となるため、海釣施設としてのイニシャルコスト算出が困難となります。このため、イニシャルコストは、福岡県が実施する実施設計にて行うこととします。

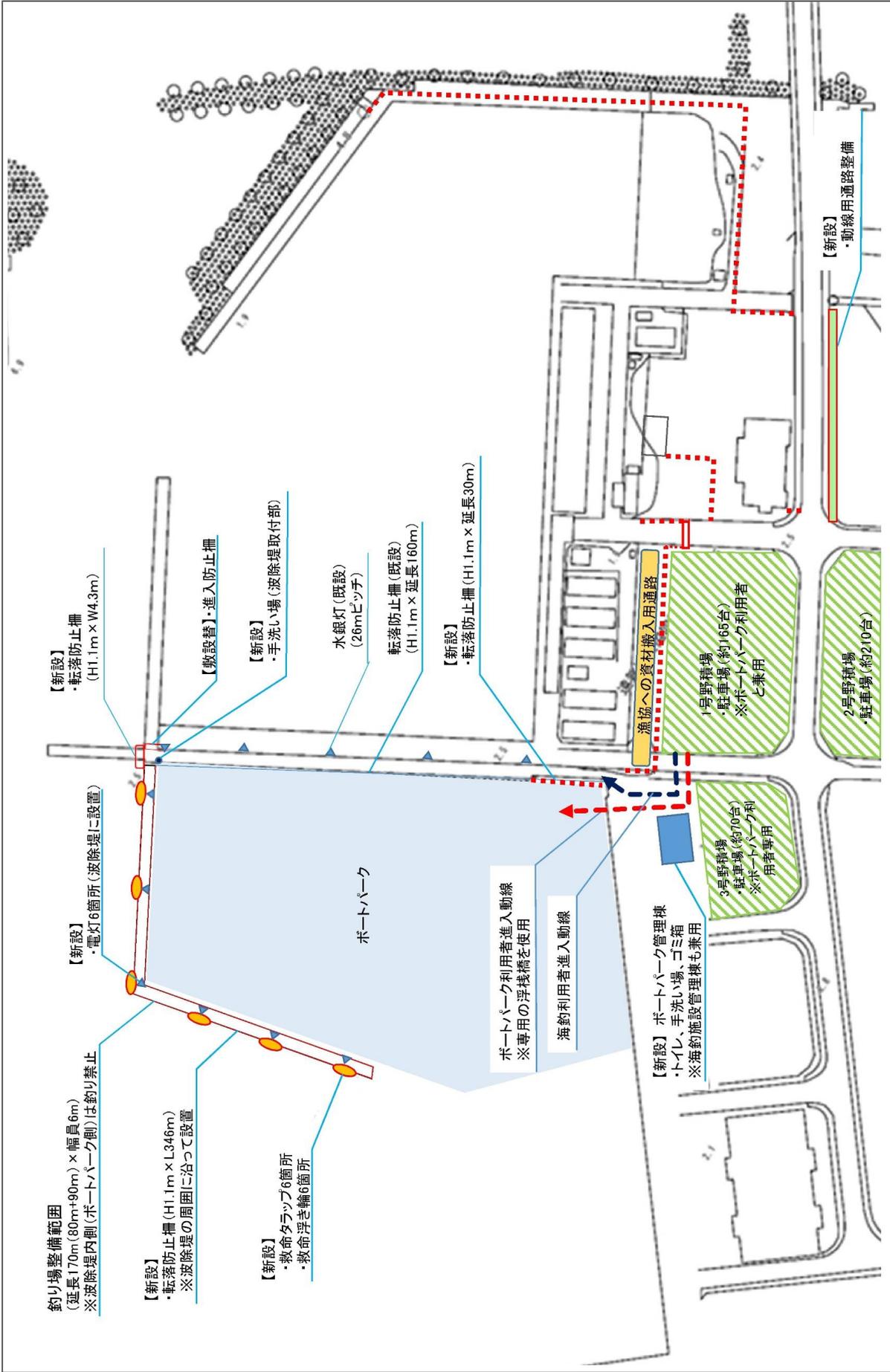
- ランニングコスト

ランニングコストは、これまでの検討結果同様、最低限に留める方針とします。このため、ボートパークと共用できるものは積極的に共用する方針とします。

ただし、現時点では海釣施設単独で必要なコストの算出が困難なため、実施設計の結果を踏まえて、管理運営方法と併せて算出することとします。

## ⑩ 施設配置図

以上の検討結果を、施設配置図としてまとめました。ステップ1（第1段階）における図となりますが、前述の漁協とのエリア分けも反映したものとなります。



#### (5) ステップ2（第2段階）における施設整備の方向性

これまでの検討結果では、ステップ2（第2期整備）として、遠賀川沿いの導流堤を活用することとしています。ステップ2については、利用範囲や施設の整備内容などへの影響がないことから、年次計画のみ変更することとします。

#### (6) 管理運営方法

今回の変更に伴い、ボートパークの管理運営と共有する部分が発生するため、ボートパークの管理運営方法及び芦屋港全体の管理運営方針に基づき柔軟に対応することとします。

また、管理運営面に関しては協議会との役割について整理する必要があるため、日釣振や国土交通省港湾局の助言を受けながら、今後検討していくこととします。

### 5 今後の検討課題

これまでの検討結果のとおり、海釣施設を導入するためには、漁協や漁業従事者の皆さんの理解は不可欠であり、迷惑となることがあってはいけません。漁協や漁業従事者の皆さんに迷惑をかけない形でのルールづくりやマナー啓発が必要不可欠となります。

このことを前提とし、今回の検討において新たに生じた課題もありますので、次のように改めて整理をしました。

今後は、協議会とともに、課題の解決にむけ関係者が協力・連携して取り組んでいく必要があります。また、この取り組みにおいては、日釣振や国土交通省港湾局からの技術的な指導・助言が不可欠であり、情報共有や連携を十分に図りながら進めていくことが必要となります。

#### (1) 漁協・漁業従事者との共存

①漁協や漁業従事者との意見交換の場の設定

#### (2) 釣り客のマナー向上

①漁協や漁業従事者、地元関係者による、利用ルール・マナーの詳細検討

②地元釣具店や日釣振と連携した、釣り客への利用ルール・マナーの周知・啓発

③環境美化への取り組み

#### (3) 安全対策

①漁協・漁業従事者、地元関係者との安全対策の詳細な検討

②施設運営マニュアルの作成

(4) 付加価値の創出

- ①漁協・漁業従事者にプラスとなり、魅力ある海釣施設とするための付加価値の検討・協議・調整
- ②新たなニーズの掘り起こし（初心者向け釣り教室、体験プログラムなど）
- ③担い手の育成（釣り教室など講座の活用等）
- ④バリアフリーに関する施設・設備の検討

(5) 施設整備

- ①動線及びボートパークとの共用部に関する調整
- ②波除堤の構造
- ③ステップ2の開放及び整備にむけた関係者協議・調整
- ④北防波堤の利用検討

(6) 管理運営

- ①芦屋港全体の管理運営方法に準じた運営主体や運営方法
- ②協議会との役割分担

(7) 協議会の活動支援

- ①関係者が一体となった協議会の運営・活動の支援

# 資 料 編

- 1 国土交通省による「釣り文化振興促進モデル港」の指定
- 2 芦屋港等海釣施設運営協議会規約
- 3 検討の経緯
- 4 分科会委員名簿

# 1 国土交通省による「釣り文化振興促進モデル港」の指定

■国土交通省港湾局海洋・環境課による公表資料（国土交通省ホームページより抜粋）



国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成31年3月29日  
港湾局海洋・環境課

## 「釣り文化振興促進モデル港」を指定しました

～青森港、秋田港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港、熱海港、清水港、高知港、下関港、北九州港、芦屋港、別府港～

国土交通省港湾局は、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を進めており、平成31年2月から3月にかけて地方創生を目的とした釣り文化振興の取組が進められている港湾を「モデル港」として募集し、13港を釣り文化振興促進モデル港として指定致しました。

地方創生を目的とした観光等の取組を進めている中で、国土交通省港湾局は、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の港湾施設の利活用を進めています。

一方、防波堤等での釣り人の転落事故等も見受けられますが、安全対策をしっかり行い、ルールを作り、関係機関の連携の下、防波堤等の港湾施設を多目的使用をしていくことが、むしろ事故の防止・減少につながることも考えられます。

このような背景の下、地域の関係者による釣り文化振興の取組が進められている港湾を、釣り文化の促進をする港湾「モデル港」として、2月4日から3月14日まで地元協議会等から募集し、今般、13港（青森港、秋田港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港、熱海港、清水港、高知港、下関港、北九州港、芦屋港、別府港）を「釣り文化振興促進モデル港」として港湾局長が指定しましたのでお知らせ致します。

「モデル港」には、協議会等の効率的な運営に関する技術的な支援、（公財）日本釣振興会による安全対策やマナー教育への支援等を予定しています。

また、「モデル港」の取組を他港等へ広く積極的に紹介しつつ、日本釣振興会等と連携し、地方創生に向けた釣り文化振興の取組の促進を進めて参ります。

※（公財）日本釣振興会：釣りの全国団体で公益財団法人。全国各地において釣体験教室や釣り場の清掃活動、マナー教育等の釣りの振興に関する取組みを実施しています。

＜添付資料＞

- ・釣り文化振興促進モデル港一覧
- ・「釣り文化振興促進モデル港」の指定について（募集時資料）

**【問い合わせ先】**  
港湾局（代表）03-5253-8111  
海洋・環境課 港湾環境政策室 成川（内線46672）、青島（内線46673）  
直通03-5253-8685、FAX03-5253-1653

# 釣り文化振興促進モデル港一覧

所在地	港名	協議会等
青森県	青森港	青森港釣り利用検討会
秋田県	秋田港	秋田港外港地区北防波堤釣り開放に向けた検討会
福島県	小名浜港	いわき小名浜みなとオアシス連絡協議会
	相馬港	新地町海釣り公園協議会
新潟県	新潟港	新潟港(東港区)第2東防波堤釣り開放等にかかる連絡会
	直江津港	直江津港第3東防波堤釣り開放等にかかる協議会
静岡県	熱海港	熱海港海釣り施設連絡協議会
	清水港	清水港フィッシングエリア振興協議会
高知県	高知港	高知港の利活用等にかかる協議会
山口県	下関港	下関港湾協会
福岡県	北九州港	北九州釣りいこか倶楽部
	芦屋港	芦屋港海釣り施設運営協議会
大分県	別府港	別府国際観光港みなとまちづくり協議会



## 【釣り文化振興促進モデル港】芦屋港



国土地理院地図（電子国土Web）（<http://maps.gsi.go.jp>）をもとに国土交通省作成

【基本情報】	
港湾名	芦屋港【地方港湾】
協議会等	芦屋港海釣り施設運営協議会
対象港湾施設	東防波堤
港湾管理者	福岡県
指定日	平成31年3月29日



■：対象港湾施設

### 【主な取り組み】

芦屋町では、芦屋港の活性化を地域創生の最重要施策として掲げ、観光レジャー要素を持つ港湾としての活用・活性化を推進している。

芦屋町内では、平成26年度より「ファミリーフィッシングin芦屋」等のイベントを開催しており、芦屋港活性化のひとつの機能として海釣り施設の設備充実について検討されている。

今後は、(公財)日本釣振興会をはじめ、町内の釣具店や釣り愛好家、漁協、小売店等と協議し、具体的な検討を行う予定。

【ファミリーフィッシングin芦屋 過去の参加者数】

開催年月	当日釣取本数 (釣止数)	イベント内容
平成26年 5月 7日	50組 193人	親子釣り大会、観魚教室、餌作り教室
平成27年 5月 6日	(89組 245人)	*荒天のため中止
平成28年10月16日	29組 86人	親子釣り教室、観魚教室
平成28年 9月 4日	(67組 191人)	*台風のため中止
平成28年 9月25日	37組 96人	親子釣り教室、観魚教室
平成29年 9月28日	33組 80人	親子釣り教室、観魚教室
平成30年 6月 3日	72組 193人	親子釣り教室、観魚教室



ファミリーフィッシングin芦屋 開催状況

## 2 芦屋港等海釣施設運営協議会規約

### 芦屋港等海釣施設運営協議会規約

#### (目的)

第1条 本会は、芦屋港が観光レジャー要素をもつ港湾として活性化するために、芦屋港活性化基本計画に基づく海釣機能の導入や、芦屋町観光基本構想に掲げる釣りによる観光振興の取り組みを推進することを踏まえ、海釣施設等の整備及び運営に関する事項を調整することで、本町における地方創生に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 本会は、芦屋港等海釣施設運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芦屋港及び周辺地域への海釣施設の整備（既存港湾施設の開放）
- (2) その海釣施設の管理運営に関する調査及び審議
- (3) マナーづくり、マナー向上にむけた普及啓発
- (4) 施設の利用促進、周辺施設との連携など付加価値創出
- (5) 施設運営に関する進捗管理
- (6) その他協議会の目標達成のため必要な事業

#### (組織)

第4条 協議会の委員は、第1条の目的に賛同する各種団体及び関係機関等並びに個人をもって組織する。

2 組織する委員は、概ね15人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

#### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、芦屋町芦屋港活性化推進室に事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1人

(2) 事務局員 若干人

3 事務局長は、芦屋港活性化推進室長の職にある者をもって充てる。

4 事務局員は、芦屋港活性化推進室事業推進係及び、産業観光課の職員をもって充てる。

#### (補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 3 検討の経緯

#### ●専門分科会

- ・令和元年度第2回 専門分科会（令和元年11月20日）
- ・令和元年度第3回 専門分科会（令和元年12月18日）
- ・令和元年度第4回 専門分科会（令和2年3月16日 書面開催）

#### ●正副会長協議

- ・令和元年10月7日
- ・令和元年11月6日
- ・令和元年11月18日
- ・令和2年3月2日

#### ●ヒアリング、事例調査

- ・漁協説明会、ヒアリング 令和元年11月11日
- ・北九州市脇田海釣り桟橋調査 令和元年11月13日
- ・宗像市うみんぐ大島調査 令和元年11月14日
- ・漁協とのエリア分けの現地確認 令和2年1月16日
- ・漁協とのエリア分け協議 令和2年2月5日

### 4 海釣機能専門分科会委員名簿

#### ●委員（6名）

- ・吉田 博司 公益財団法人日本釣振興会理事／九州地区支部長／福岡県支部長
- ・皆川 公一 町内釣具店
- ・西森 誠 小売店、メーカー（株式会社タカミヤ）
- ・鶴原 修 町内釣愛好家
- ・郷原 未来 町内釣愛好家
- ・河村 拓磨 遠賀漁業協同組合芦屋支所

#### ●事務局

- ・芦屋町 芦屋港活性化推進室 事業推進係
- ・芦屋町 産業観光課 商工観光係

#### ●オブザーバー

- ・福岡県 県土整備部 港湾課 港湾係
- ・福岡県 北九州市土整備事務所 河川砂防課 砂防港湾係